

令和5年度京丹後市新最終処分場整備に係る基本計画策定及び基本設計業務委託
プロポーザル募集要領

第1 目的

本業務は、現行の京丹後市新最終処分場整備計画に関して、より経済的かつ合理的な設計とすることを目的とする。

第2 業務概要

1 事業名

令和5年度京丹後市新最終処分場整備に係る基本計画策定及び基本設計業務委託

2 業務内容

令和5年度京丹後市新最終処分場整備に係る基本計画策定及び基本設計業務委託特記仕様書のとおり。

3 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

4 見積限度額

51,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）

第3 契約担当部局

〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷889

京丹後市役所市民環境部 生活環境課

電話 : 0772-69-0240

FAX : 0772-62-6716

e-mail : kankyo@city.kyotango.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 管理技術者は、下記①又は②のいずれかで登録されている技術士の資格を有する者とする。

- ①技術士（総合技術監理部門－衛生工学 廃棄物・資源循環）
 - ②技術士（衛生工学部門－廃棄物・資源循環）
- 3 照査技術者は、下記①又は②のいずれかで登録されている技術士の資格を有する者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー（RCCM－廃棄物）の資格を有する者とする。
- ①技術士（総合技術監理部門－衛生工学 廃棄物・資源循環）
 - ②技術士（衛生工学部門－廃棄物・資源循環）
- 4 担当技術者は、下記①又は②のいずれかで登録されている技術士の資格を有する者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー（RCCM - 土質及び基礎）の資格を有する者とする。
- ①技術士（総合技術監理部門－建設 土質及び基礎）
 - ②技術士（建設部門－土質及び基礎）
- 5 プロポーザル公告の日から審査完了の日までの期間において、京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱（平成16年京丹後市告示第16号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 6 住所地を有する市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 7 京丹後市暴力団等排除措置要綱（平成23年京丹後市告示第68号）に基づく排除措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- 8 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

第5 参加申込手続

1 参加申込書の提出

参加希望者は、次のとおり参加申込書を提出しなければならない。

なお、期限までに参加申込書を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

- (1) 提出書類 参加申込書（公募型）（参加様式）
- (2) 提出期限 令和6年3月29日（金）午後5時まで

- (3) 提出場所 第3に同じ。
- (4) 提出方法 持参又は簡易書留による郵送（提出期限までに到着したものに限り。）により提出すること。
- (5) 提出書類作成時の留意事項
参加申込書の提出後、参加資格要件の確認のために必要な書類等の提出を求められることがある。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和6年4月2日（火）に次に掲げる事項を記載した参加資格審査結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について次のとおり書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和6年4月9日（火）午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送（提出期限までに到着したものに限り。）により提出すること。

(3) (2)の説明を求められたときは、令和6年4月16日（火）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

(4) 参加資格を有する者が(1)の参加資格審査結果通知書の通知を受けた以降に、本業務への企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出（提出方法は(2)ウと同じ。）すること。なお、企画提案書提出後の辞退については行うことができない。

第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請され、辞退しない者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し提出するものとする。

1 提出書類

- (1) 企画提案書（提案様式1）
- (2) 企画提案内容（提案様式2）
- (4) 業務実施体制
- (5) 配置予定技術者
- (6) 実務経験証明書（参加要件確認用）

- (7) 会社概要書
- (8) 管理技術者との雇用関係を証する書類（写）
- (9) 管理技術者の資格を証する書類（写）
- (10) 業務実績書（審査内容確認用）
- (11) 資格者一覧（審査内容確認用）

2 企画提案に係る留意事項

■業務実施方針について

建設地の特性を考慮して、事業費圧縮のため、どのような配慮が必要と考えるか総括的な内容で提案することとし、重要事項の指摘と有益な代替案については、それによって得られる効果についても記載すること。

■特別テーマに関する技術提案について

- (1) 建設コスト削減のために効果的な方法と配置策について（目標建設費：80億円以内）
 - ① 埋立容量計算、造成計画、浸出水処理計画、管理道路、防災調整池等について建設費抑制のための効果的な計画立案を要すること。
 - ② 上記を実現するための技術及び配置等提案を記載すること。配置策等は簡易な配置図を記載する。
- (2) ライフサイクルコストを想定に置いた施設計画について
 - ① 浸出水処理施設の管理、廃棄物の埋立作業、外部搬出処理の検討の有無と経費比較等の建設費以外に係る費用についてライフサイクルコストを削減できる提案を行うこと。
 - ② 当提案については、複数の提案であってもよい。
- (3) その他諸条件
 - ① 計画予定地は、標高60m～120mの高低差の大きい山地で、谷型地形には隣接した既設処分場へのアクセス道路がある。なお、計画対象範囲は既計画位置に指定するものではない
 - ② 現地の土質は含水によって不安定となる施工困難な土質が多く存在する。
 - ③ 市道尾坂線の法線変更または搬入ルートの変更は可能とする。

3 書類作成上の注意事項

- (1) 企画提案内容については提案様式2を定めてあるが、本様式以外でも作成することも可能とするが、記載する順番及び記載内容は提案様式2のとおりとし、原則A4版5枚以内（両面印刷で10ページ以内）として作成すること。
- (2) 企画提案は、PRポイントや記載理由など、提案の趣旨を簡潔かつ明確に示すこと。
- (3) 提出する提案書には、企画提案者が特定できる会社名、ロゴマーク等を記載しないこと。
- (4) 提出部数については、紙製本1部、電子データ（PDF）一式とする。

4 提出方法等

- (1) 提出期限 令和6年5月17日(金)午後5時まで
- (2) 提出場所 第3に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は簡易書留による郵送(提出期限までに到着したものに限り、)により提出すること。あわせて電子データの提出も電子メールで行うこと。
- (4) その他 提出期限以降における企画提案書への追加資料の提出は一切認めない。

5 企画提案書の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の方法及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書について、京丹後市情報公開条例(平成16年条例第7号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第7 質疑応答等

- 1 参加申込手続き及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。
 - (1) 提出書類 プロポーザルに関する質問書(質問様式)
 - (2) 提出期間 参加申込手続きに係る質問 : 令和6年3月22日(金)午後5時まで
企画提案書の作成に係る質問 : 令和6年5月10日(金)午後5時まで
 - (3) 提出場所 第3に同じ。
 - (4) 提出方法 事前に電話連絡の上、電子メールにより提出すること。
- 2 1の質疑応答書は、質問者及び回答日において参加申込書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答するものとする。また、併せて、京丹後市公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第9 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査委員会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、京丹後市新最終処分場整備に係る基本計画策定業務及び基本設計業務のプロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明30分、質疑10分の計40分とする。

イ 企画提案の追加資料の配付は禁止する。なお、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル及びパソコン等の使用は可能とする。

65インチ程度のモニター及びHDMIケーブルは本市で準備するが、パソコンは提案者が用意すること（この場合、パソコンを使用する旨を本市に事前に連絡すること）。

ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を合わせて3名までとする。

エ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

(2) 実施日時及び場所

プレゼンテーション及びヒアリングの実施日は令和6年5月23日（木）を予定している。

なお、実施する時間及び場所の詳細については、第5で示した、企画提案書提出要請時に併せて通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーションにより、次の審査項目について、下記に示す評価基準に基づき、審査及び評価を行う。

<評価項目>

評価項目		評価の視点	配点
1. 配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者の経験及び能力	・技術者資格等	28
		・過去10年間の同種又は類似業務等の実績内容	
		・過去10年間に完了した業務の実績	
	担当技術者の経験及び能力	・技術者資格等	
		・過去10年間の同種又は類似業務等の実績内容	
		・過去10年間に完了した業務の実績	

2. 実施方針	業務理解度	・目的、条件、内容の理解度が高いか	22
	実施手順	・業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高いか	
	工程表	・業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高いか	
	その他	・業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘があるか ・業務見積額が安価であるか	
3. 特別テーマに関する技術提案	建設コスト削減のために効果的な方法と配置策について(目標建設費：80億円以内) ①埋立容量計算、造成計画、浸出水処理計画、管理道路、防災調整池等について建設費抑制のための効果的な計画立案の有無、及び内容 ②上記を実現するための技術及び配置等提案、配置策等の簡易な配置図の記載の有無、及び内容	・地形、環境、地域特性等の与条件との整合性が高いか ・着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高いか ・提案内容に説得力があるか ・裏付けとなる業務の実績があるか	50
	ライフサイクルコストを意識した施設計画について ①浸出水処理施設の管理、廃棄物の埋立作業、外部搬出処理検討の有無と経費比較等、建設費以外に係る費用削減の提案の有無、及び内容 ②複数提案可	・地形、環境に加え施設規模や配置する施設種別など与条件との整合性が高いか ・着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高いか ・提案内容に説得力があるか ・裏付けとなる業務の実績はあるか	

4 受託候補者の特定

受託候補者の特定は、次の方法で行うこととする。

- (1) 審査会における審査及び評価により、審査委員が採点した得点の合計を用い、これを採点者数で除し平均点を算出し、得点の最も高い者を、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。
- (2) 評価点の合計が同点となる者が2者以上ある場合は、審査会の合議により順位を決定する。
- (3) 上記により算出した客観的評価点を除く審査項目ごとの各委員の評価点の平均点の合計がその配点合計(100点)の6割(60点)未満の者は、受託候補者として特定しない。
- (4) 受託候補者と当該業務について協議の結果、契約の締結に至らなかった場合は、次点の者を受託候補者に繰り上げて協議を行うものとする。
- (5) 候補者の特定に至らない場合は、審査委員で協議の上、条件を変え再実施とする。

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、審査結果通知書により、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者とならなかつた者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかつた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 (1) の通知があつた日から7日以内までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送（提出期限までに到着したものに限り。）により提出すること。

(3) 市長は、(2) の説明を求められたときは、説明を求められた日から7日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点数

(3) 受託候補者の特定理由

第10 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務に係る協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が第8のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあつても、本市は一切の損害を負担しない。

2 契約書作成の要否 要する。

3 支払条件 業務委託料は、検査合格後に支払うものとする。

第11 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

時期	実施項目	備考
令和6年3月22日（金）	質疑受付期限（参加申込手続き関係）	午後5時厳守
令和6年3月29日（金）	参加申込受付期限	午後5時厳守
令和6年4月2日（火）	参加資格審査結果の通知	
令和6年5月10日（金）	質疑受付期限（企画提案書作成関係）	午後5時厳守
令和6年5月17日（金）	企画提案書の提出期限	午後5時厳守
令和6年5月23日（木） （予定）	プレゼンテーション事業者選定審査	
令和6年5月27日（月） （予定）	審査結果の通知	
令和6年5月下旬（予定）	契約（予定）	業務着手